住宅サポートローンワイド「来店不要型（Web 完結型)」

２０２４年１２月２日現在

１．商品名	○住宅サポートローンワイド「来店不要型（Web完結型)」 一般社団法人しんきん保証基金保証付
２．ご利用いただける方	○お申込み時の年齢が満２０歳以上で、最終返済時の年齢が８０歳以下の方 ○お申込み日時点または貸付実行日時点において、当金庫の有担保住宅ローンを契約中の方 ※当該住宅ローンの連帯債務者も対象とします。 ○保証会社の保証が受けられる方 ○広島県内にお住いの方、またはお勤めの方
３．お使いみち	○健康で文化的な生活を営むために必要な次の資金 ①お申込み人またはご家族が必要とする資金 ※ご家族とは、配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む)、子、孫とします。 ※申込日時点で支払日から３ヵ月以内のものに限り支払済資金も可とします。 ②お申込み人が金融機関および信販会社等から借入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます)。 ※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限ります。
４．ご融資金額	○５００万円以内（１万円単位) ※一般社団法人しんきん保証基金が保証する他の無担保ローンの合計額が一定範囲内であることが必要になります。 ※当金庫からのお借入れ総額が７００万円を超える場合には、当金庫に出資していただき、会員となっていただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時までに出資金（５千円以上）が必要となります。
５．ご融資期間	○３ヵ月以上２０年以内（１ヵ月単位)
６．ご融資金利	
(1)金利	○変動金利
(2)金利の決定方法	○当金庫所定の個人長期プライムレートを基準に毎月見直しいたします。
(3)金利情報の入手方法	○金利については当金庫の窓口へお問い合わせください。また、ホームページにも掲示しております。
(4)融資後の金利見直し	○ご融資後の金利は、当金庫所定の個人向け長期プライムレートの変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。ご融資後は４月１日、１０月１日に基準金利を見直し、それぞれ５月、１１月の約定返済日の翌日から新金利を適用させていただきます。
７．ご融資方法	○ご融資金は、当金庫お客さまの預金口座に入金し、ご指定金額を払い戻しのうえ、当金庫からお支払い先の口座または借換え先へ振込みいたします。
８．ご返済方法	
(1)約定返済	○毎月元利均等返済 ○ボーナス時増額返済は６ヵ月毎で、ご融資額の５０％以内とします。 ○お客さまの預金口座より自動振替いたします。 ○返済日は、ご都合にあわせて任意の日を指定いただけます。 ※初回返済日は、原則借入日の翌月に到来する返済日となります。 ※返済日が当金庫の休日の場合には、その日の翌営業日が返済日となります。
(2)返済額の試算	○当金庫窓口または、当金庫ホームページで返済額の試算をいたします。
(3)繰上返済	○一部繰上返済、全額繰上返済ともに随時可能です。 ※インターネットバンキングによる繰上返済は、一部繰上返済（期間短縮型）のみ可能です。
９．利息受入方法	○利息は、経過分を約定返済日に後払いでお支払いいただきます。
１０．保証人	○不要です。一般社団法人しんきん保証基金の保証とします。
１１．担保	○不要です。
１２．団体信用生命保険	○来店不要型ではお取扱いできません。団体信用生命保険へのご加入を希望される場合には、来店型でのお取扱いとなります。
１３．手数料・保証料等	

	(1)取扱手数料	○不要です。
	(2)保証料	○金利に含みます。
	(3)繰上返済手数料	○不要です。
１４.遅延損害金		○年１８．２５％
１５.ご用意いただくもの		○本人確認書類 運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード ○年収確認書類（お申込み金額が１００万円を超える場合） 源泉徴収票、市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類、確定申告書の控、年金振込通知書等 ※自営業者の方は、現在の業種での確定申告書をご提出いただく必要がございます。 ○資金使途確認書類 ①お申込み人またはご家族が必要とする資金の場合 見積書、注文書、請求書、パンフレット等 ②借換え資金の場合 借換え対象ローンの残高ならびにご本人名義の借入れであることが確認できる書類 ③支払済資金の場合 領収書、通帳等
１６.苦情処理措置・紛争解決措置		○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（９時～１７時、電話：0120-32-8883）にお申出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または、全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。 また、お客さまから、上記東京弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、（１）お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、（２）当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部、もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。

※お申込みにあたっては当金庫所定の審査がございます。また保証会社の保証が受けられない場合など、ご希望に添いかねることもあります。あらかじめご了承ください。

呉信用金庫

住宅サポートローンワイド「来店型」

２０２４年１２月２日現在

１．商品名	○住宅サポートローンワイド「来店型」 一般社団法人しんきん保証基金保証付
２．ご利用いただける方	○お申込み時の年齢が満２０歳以上で、最終返済時の年齢が８０歳以下の方 ○お申込み日時点または貸付実行日時点において、当金庫の有担保住宅ローンを契約中の方 ※当該住宅ローンの連帯債務者も対象とします。 ○保証会社の保証が受けられる方 ○広島県内にお住いの方、またはお勤めの方
３．お使いみち	○健康で文化的な生活を営むために必要な次の資金 ①お申込み人またはご家族が必要とする資金 ※ご家族とは、配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫とします。 ※申込日時点で支払日から３ヵ月以内のものに限り支払済資金も可とします。 ②お申込み人が金融機関および信販会社等から借入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます）。 ※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限ります。
４．ご融資金額	○５００万円以内（１万円単位） ※一般社団法人しんきん保証基金が保証する他の無担保ローンの合計額が一定範囲内であることが必要になります。 ※当金庫からのお借入れ総額が７００万円を超える場合には、当金庫に出資していただき、会員となっていただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時までに出資金（５千円以上）が必要となります。
５．ご融資期間	○３ヵ月以上２０年以内（１ヵ月単位）
６．ご融資金利	
(1)金利	○変動金利
(2)金利の決定方法	○当金庫所定の個人長期プライムレートを基準に毎月見直しいたします。
(3)金利情報の入手方法	○金利については当金庫の窓口へお問い合わせください。また、ホームページにも掲示しております。
(4)融資後の金利見直し	○ご融資後の金利は、当金庫所定の個人向け長期プライムレートの変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。ご融資後は４月１日、１０月１日に基準金利を見直し、それぞれ５月、１１月の約定返済日の翌日から新金利を適用させていただきます。
７．ご融資方法	○ご融資金は、当金庫お客さまの預金口座に入金し、ご指定金額を払い戻しのうえ、当金庫からお支払い先の口座または借換え先へ振込みいたします。
８．ご返済方法	
(1)約定返済	○毎月元利均等返済または元金均等返済 ○元金返済据置期間は６ヵ月以内まで可能です。 ○ボーナス時増額返済は６ヵ月毎で、ご融資額の５０％以内とします。 ○お客さまの預金口座より自動振替いたします。 ○返済日は、ご都合にあわせて任意の日を指定いただけます。 ※初回返済日は、原則借入日の翌月に到来する返済日となります。 ※返済日が当金庫の休日の場合には、その日の翌営業日が返済日となります。
(2)返済額の試算	○当金庫窓口または、当金庫ホームページで返済額の試算をいたします。
(3)繰上返済	○一部繰上返済、全額繰上返済ともに随時可能です。 ※インターネットバンキングによる繰上返済は、一部繰上返済（期間短縮型）のみ可能です。
９．利息受入方法	○利息は、経過分を約定返済日に後払いでお支払いいただきます。
１０．保証人	○不要です。一般社団法人しんきん保証基金の保証とします。
１１．担保	○不要です。
１２．団体信用生命保険	○以下の①～④のいずれかの団体信用生命保険にご加入いただけます。 ①信用金庫リビング・ニーズ特約付団体信用生命保

	②信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 ③信用金庫３大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 ④信用金庫団体信用就業不能保障保険・３大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 ○ご加入いただく保険の種類を問わず、ご融資金利に０．５０％上乗せいたします。 ○保険料は、当金庫が負担いたします。 ○健康状態や年齢等によっては、ご希望の団体信用生命保険にご加入いただけない場合がございます。
１３．手数料・保証料等	
(1)取扱手数料	○不要です。
(2)保証料	○金利に含みます。
(3)繰上返済手数料	○不要です。
１４.遅延損害金	○年１８．２５％
１５.ご用意いただくもの	○本人確認書類 運転免許証 ※運転免許証を取得していない場合は、マイナンバーカード、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書等 ○年収確認書類（お申込み金額が１００万円を超える場合） 源泉徴収票、市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類、確定申告書の控、年金振込通知書等 ※自営業者の方は、現在の業種での確定申告書をご提出いただく必要がございます。 ○資金使途確認書類 ①お申込み人またはご家族が必要とする資金の場合 見積書、注文書、請求書、パンフレット等 ②借換え資金の場合 借換え対象ローンの残高ならびにご本人名義の借入れであることが確認できる書類 ③支払済資金の場合 領収書、通帳等
１６.苦情処理措置・紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（９時～１７時、電話：0120-32-8883）にお申出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または、全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。 また、お客さまから、上記東京弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、（１）お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、（２）当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部、もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。

※お申込みにあたっては当金庫所定の審査がございます。また保証会社の保証が受けられない場合など、ご希望に添いかねることもあります。あらかじめご了承ください。

呉信用金庫